

申1号 労働条件向上に関する申入れ団体交渉を行う

その2

第3項 受託駅標準数を明らかにし、助勤体制ルールを明確にするとともに安全、サービスの視点から助勤先を限定すること。

会社の回答

- 標準数の概念がない。適正要員は目安で、一日の出面数で積み上げている。
- 管区内で他の職場で働くことを主勤務地外勤務。管区を越えて勤務することを助勤と言う。

組合の主張

- 安全やサービスの視点から、勤務箇所は2駅程度に限定することを強く求める！
- 見習い期間で教育が不十分なときは、社員が不安申告できる体制を構築すること。

ポイント！

見習い期間に不安申告ができる職場風土の確立を確認！

第4項 本社・支店等の主催する出張・研修日程は、速やかに社員に伝えること。

会社の回答

- 就業規則第68条に則り、25日に勤務指定を行っている。

組合の主張

- 年休よりも出張・研修を優先したことは認められない。
- 事前に研修や出張日程が決まっている場合は、2ヶ月前には公表すること。

ポイント！

出張・研修より年休が優先することを確認！

第5項 委託駅における異常時対応の手順および指揮命令系統を明らかにし、偽装請負を防止するために、駅務責任者配置箇所一覧および指揮命令系統図を掲示すること。

会社の回答

- JR東日本との業務委託契約に基づき指揮命令系統および駅務責任者の配置を定めている。
- マルス指令は情報提供であり、偽装請負には該当しない。
- タクシー代行は指示なので、偽装請負に該当する。

組合の主張

- 駅務責任者を配置し、異常時に対応できる体制を強化すること。
- JR東労組に、異常時対応マニュアルや指揮命令系統図が示されていないので、提示すること。